



# 島根県報

平成19年10月23日 (火)  
第 1,925 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者福祉課)	1
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	1
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2
解除予定保安林(2件)	( " )	2
島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(土木総務課)	3

### 公 告

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 定	(経営支援課)	3
---	---------	---

## 告 示

### 島根県告示第846号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
石西厚生農業協同組合連合会	日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成19年10月31日

### 島根県告示第847号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表貸付条件の欄中「年1.8パーセント」を「年1.9パーセント」に改める。

### 附 則

- この告示は、平成19年10月23日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定(貸付利率に係る部分に限る。)は、平成19年10月18日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う阿宮地区第2工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年10月23日から21日間

3 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第849号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田小杉2412から2414まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第850号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ864 - 15

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第851号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。  
平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
大田市鳥井町鳥井字鳥井2106 - 7
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由  
漁港施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
大田市鳥井町鳥井字鳥井2106 - 7
- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 解除の理由  
漁港施設用地とするため

島根県告示第852号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。  
平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第1号中「17 申請事務担当者欄」を「24 申請事務担当者欄」に改める。

様式第7号の注を削る。

附 則

この告示は、平成19年10月23日から施行する。

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成19年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指 定期 間
19 - 4	大河建設株式会社	島根県益田市美都町都茂1954番地 1	平成19年 8 月27日 ~ 平成20年 8 月26日

